

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規則	〇 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則	三六
告示	〇 鳥獣保護区の存続期間を更新する件	三六
	〇 特定猟具使用禁止区域を指定する件三件	三六
	〇 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可した件	三六
	〇 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	三六
	〇 道路の区域を変更する件五件	三六
	〇 道路の供用を開始する件三件	三六
公告	〇 都市計画を変更する件	三六
	〇 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件	三六
	〇 落札者を決定した件	三六
	福島県選挙管理委員会	三五
	〇 福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程	三五
	〇 不在者投票のできる施設として指定した件二件	三五

## 規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月三十日

### 福島県規則第八十五号

福島県知事 内堀雅雄

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一株式会社東邦銀行滝沢支店の項中「会津若松市滝沢町」を「会津若松市千石町」に改める。

別表第二郡山信用金庫の項中「南部支店」を削る。

### 附 則

この規則中別表第一の改正規定は公布の日から、別表第二の改正規定は平成二十七年十一月十三日から施行する。

（出納総務課）

## 告 示

### 福島県告示第七百六十七号

鳥獣保護区を設定する件（平成七年福島県告示第四十四号）で設定した鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項に基づき、その存続期間を更新し、及び鳥獣保護区の保護に関する指針を定め、平成二十七年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十月三十日

福島県知事 内堀雅雄

### 一 名称及び区域

名 称	区 域
水林鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（福島市）
茶白山鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（伊達市）
石田ブヨメキ鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（伊達市）
沢井鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（石川町）
三春鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（三春町及び郡山市）
あぶくま洞鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（田村市）

埴島獣保護区	別紙区域図のとおり（埴町）
高郷鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（喜多方市）
柳津鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（柳津町）

二 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成四十七年十月三十一日まで

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

1 水林鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、水林自然林を中心とした区域で、カワセミやオオタカ、コゲラなどの鳥類が生息・飛来する他、カタクリやコナラ、アカマツなどといった多種多様な植物の植生が見られるなど、市街地近郊において豊かな自然環境が残る貴重な区域となっている。市民の保健休養の場と整備された水林自然林は、レクリエーションの他、児童生徒の学習の場や愛好家らの動植物の観察の場としても利用されるなど、身近に自然と触れ合える場所として広く親しまれている。

2 茶臼山鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、西部には市街地が存在し、鳥獣保護区内は桜の名勝地でもある。また、林相の変化に富む地域であり、野兔、リスをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、次代を担う青少年をはじめ、住民が身近に鳥獣と接し自然に親しむ場として活用を図る。

3 石田ブヨメキ鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

(二) 鳥獣保護区の指定目的

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

7 埴島獣保護区

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

4 沢井鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

(二) 鳥獣保護区の指定目的

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

5 三春鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

(二) 鳥獣保護区の指定目的

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

6 あぶくま洞鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

(二) 鳥獣保護区の指定目的

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

福島県告示第七百六十八号

- (一) 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区
- (二) 鳥獣保護区の指定目的  
当該地区は、塙町の北西部に位置し、一級河川久慈川沿線を含み、比較的平坦地ではあるが、羽黒山を内包しており、林野とその脇を流れる河川沿いの平坦部の混合地域である。区域内にはキジ、メジロ、ヤマガラ、キツネ、リス、ムササビ等多様な鳥獣が生息している。  
このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。
- 8 高郷鳥獣保護区  
(一) 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区
- (二) 鳥獣保護区の指定目的  
当該地区は、丘陵山地に位置し、混交林及び小沼が散在しており、一級河川の只見川、阿賀川に包まれるように囲まれていることから、鳥獣の生息に適した環境が維持されている。  
このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。
- 9 柳津鳥獣保護区  
(一) 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区
- (二) 鳥獣保護区の指定目的  
当該地区は、只見・柳津県立自然公園を中心に設定されており、区域内の天然記念物「うぐい」の生息する只見川や樹齢数百年の松林にかこまれた福満虚空蔵尊には、多数の観光客が訪れる。また、柳津森林公園には、コナラ、クリなどの広葉樹が多く、野鳥や小獣が生息している公園として親しまれており、春から秋にかけて多くの来園者がある。  
このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(自然保護課)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。  
平成二十七年十月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

名称及び区域	名 称	区 域	域
一 使用を禁止する特定猟具の種類 銃器	原瀬特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（二本松市）	
二 名称及び区域	百目木特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（二本松市）	
	大田特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（郡山市）	
	伏丑特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（郡山市）	
	片平特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（郡山市）	
	竹柄沢特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（郡山市）	
	松塚特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（須賀川市）	
	西向特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（田村市）	
	移特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（田村市）	
	白坂特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（白河市）	

熊倉特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（西郷村）
甲子特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（西郷村）
瀬ヶ野特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（棚倉町）
黒川特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（会津若松市）
五分一特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（喜多方市）
田付川特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（喜多方市）
中ノ沢特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（猪苗代町）
只見特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（只見町）
中村中部・飯豊特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（相馬市）
上小川特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（新地町）

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

（「別紙区域図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあつては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

福島県告示第七百六十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。  
平成二十七年十月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 使用を禁止する特定猟具の種類  
銃器

二 名称及び区域

名 称	区 域
滑津・松崎特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（中島村）
矢吹東部特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（矢吹町）
宮川特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（会津美里町及び会津若松市）

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

（「別紙区域図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあつては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

福島県告示第七百七十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。  
平成二十七年十月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 使用を禁止する特定猟具の種類  
銃器

二 名称及び区域

名 称	区 域

大磯特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（南相馬市）
原町特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（南相馬市）
雫下特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（南相馬市）
鹿島特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（南相馬市）
上繁岡特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（楡葉町）
上井出特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（楡葉町）
天神岬スポーツ公園特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（楡葉町）
下小埴特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（楡葉町）
清水特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（富岡町）
大熊中央台特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（大熊町）
下条細谷特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉町）
中川原特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（浪江町）

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

〔別紙区域図〕は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課

及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。（自然保護課）

福島県告示第七百七十一号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。  
平成二十七年十月三十日

一 農用地利用配分計画の概要  
福島県知事 内堀雅雄

賃借権の設定等を受ける者	氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
有限会社 恵みのファーム	相馬郡新地町谷地小 屋字館前二 六三	相馬郡新地町谷地小屋字菅ノ沢一 五〇ほか六筆	

二 認可年月日

平成二十七年十月三十日

（農業担い手課）

福島県告示第七百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十七年十月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

喜多方市岩月町入田付字大峠山七八一四の一、字東ノ入七七六七、字石釜七七七一の二から七七七一の三まで、字銅山七七七〇のイ、七七七〇の二、七七七〇の三、字西ノ入七八一五の二、七八一五の四、七八一五の五、字小滝沢山七七七七のイ、関柴町下柴字小白木沢四一〇三、字日影四一〇二、上三宮町三谷字久根澤五六一八、字中丸五六二八、字寺山五五六八、五五六八の二

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。
- (森林保全課)

福島県告示第七百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十七年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四五九号	耶麻郡西会津町群岡字 高反乙一〇九番一 地 先から 同 郡同 町群岡字 高反乙一〇九番二地 先まで	変更前 変更後	八・〇〇 一九・〇〇	二三五・〇〇 二三五・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第七百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十七年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一二二号	南会津郡下郷町大字湯 野上字橋詰乙四四五番 六地先から 同 郡同 町大字湯 野上字杉ノ内乙五〇二 番二地先まで	変更前 変更後	九・六〇 一九・一〇	一九二・〇〇 一九二・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第七百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十七年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三九九号	相馬郡飯館村飯樋字大 西一九一番一地从 先から 同 郡同 村飯樋字大 西一三八番五地先まで	変更前 変更後	七・一〇 一八・〇〇	六三七・八〇 五九三・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第七百七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十七年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

平成二十七年十月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三九九号	相馬郡飯館村飯樋字大 西一九一第一地先から 同 郡同 村飯樋字大 西一三八番五地先まで	変更前 変更後	一一・八〇 五七・七 一一・八〇 五七・七	五九三・〇 五九三・〇

(道路計画課)

福島県告示第七七七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成二十七年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道泉岩 間植田線	いわき市岩間町川田九 九番一地先から 同 市岩間町川田九 九番三地先まで	変更前 変更後	一一・五〇 一三・五〇 一一・五〇 一三・五〇	一〇五・五 一〇五・五

(道路計画課)

福島県告示第七七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津

建設事務所平成二十七年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二二二号	南会津郡下郷町大字湯野上字橋詰 乙四四五番六地先から 同 郡同 町大字湯野上字杉ノ 内乙五〇二番二地先まで	平成二十七年一〇月三〇日

(道路計画課)

福島県告示第七七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十七年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道三九九号	相馬郡飯館村飯樋字大西一九一第一地先から 同 郡同 村飯樋字大西一三八番五地先まで	平成二十七年一〇月三〇日

(道路計画課)

福島県告示第七百八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成二十七年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道泉岩間植田線	いわき市岩間町川田九九番一地先	平成二十七年一〇月三〇日

から	日
同 市岩間町川田九九番三地先	
まで	

(道路計画課)

公 告

公告第二百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、会津都市計画道路を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 新たに都市計画に含まれる土地の区域
  - 会津若松市高野町大字柳川のうち
  - 字下高野の一部の区域
  - 会津若松市高野町大字上高野のうち
  - 字村西の一部の区域
  - 会津若松市北町のうち
  - 中地の一部の区域
  - 会津若松市神指町のうち
  - 榎木壇の一部の区域
  - 会津若松市神指町大字高瀬のうち
  - 字大道東、字滑田、字高瀬の各一部の区域
- 二 縦覧場所
  - 福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課、会津若松市建設部都市計画課及び会津美里町建設課
- 三 縦覧期間
  - 平成二十七年十月三十日から平成二十七年十一月十三日まで
- 四 意見書の提出
  - 会津都市計画道路を変更する案について、会津若松市及び会津美里町の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を二に掲げる機関を経由して、三に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第二百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、伊達市から県北都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する図書
  - 総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所
  - 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第252号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年10月30日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
  - (1) 小型除雪車 V (1.0m 級) 1 台
  - (2) 小型除雪車 VI (1.3m 級) 1 台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年10月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 1の(1)に掲げる物品等 株式会社日本除雪機製作所 北海道札幌市手稲区曙五条五丁目1番10号
  - (2) 1の(2)に掲げる物品等 会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原224番地
- 5 落札金額
  - (1) 1の(1)に掲げる物品等 6,642,000円
  - (2) 1の(2)に掲げる物品等 12,785,040円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成27年8月28日

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第九十号

福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成二十七年十月三十日

福島県選挙管理委員会  
委員長 菊地俊彦

福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）の一部を次のように改正する。  
第七十二条中「第百六十九条第五項」を「第百六十九条第六項」に改める。

附則

この規程は、平成二十七年十一月五日から施行する。

福島県選挙管理委員会告示第九十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六条、第百十四条、第百十七号若しくは第百八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十七年十月二十一日次のとおり指定した。  
平成二十七年十月三十日

福島県選挙管理委員会  
委員長 菊地俊彦

施設の名 称	施設の所 在 地
特別養護老人ホーム優雅	南会津郡南会津町田島字北下原一一一番

福島県選挙管理委員会告示第九十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六条、第百十四条、第百十七号若しくは第百八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十七年十月二十一日次のとおり指定した。

平成二十七年十月三十日

福島県選挙管理委員会  
委員長 菊地俊彦

施設の名 称	施設の所在地
地域密着型特別養護老人ホームうねめの里はるひめ	郡山市片平町字妙見館一〇番地一